



平成 28 年 12 月 20 日
自 動 車 局
観 光 庁

軽井沢スキーバス事故を受けた対策の進捗状況について

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた対策について、12月20日時点での進捗状況を公表します。

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて6月にとりまとめた「総合的な対策」に掲げられた対策について、国土交通省では実施可能なものから速やかに実施に移してきたところ。対策の一つである「道路運送法の一部を改正する法律」の一部が本日施行されることを受けて、対策全体の進捗状況を別紙のとおり公表します。

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策 進捗概要 (平成28年12月20日)

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について同年6月に総合的な対策をとりまとめたところ。

総合的な対策

主な実施項目

全体 : 71 / 85 項目 実施済み

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

22 / 27 項目
実施済み

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

20 / 21 項目
実施済み

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ
- ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

5 / 10 項目
実施済み

- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

18 / 20 項目
実施済み

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

13 / 15 項目
実施済み

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

未実施のランドオペレーターへの規制、事業参入・許可更新時の「安全投資計画」作成義務付け等についても逐次実施に移していく。

(1) - 1 貸切バス事業者、運行管理者の遵守事項の強化

初任運転者等に対する指導監督内容の拡充

H28.12~

初任運転者等に対する指導監督の内容拡充

- ・ 初任運転者(直近1年間に乗務経験のない車種区分()の貸切バスを運転する者を含む。)に対する最低20時間の実技訓練を義務付け、技量を確保。
大型車を運転していた者が中型車を運転する場合など、それまで運転していた車種よりも小型の車種を運転する場合を除く。
- ・ ドライブレコーダーで記録された映像等を活用した指導・監督を義務付けることで、運転者の技量の低下を防止しつつ、事故・ヒヤリハット事例の共有等により運転者の技量を更に向上。
- ・ 事故惹起運転者に対しても最低20時間の実技訓練を義務付け、技量が低下した状態で運転を継続することを防止。
- ・ その他、ASV装置を備える事業用自動車の適切な運転方法等について、指導内容として明示し、指導を徹底。

新たに雇い入れた全ての運転者に対する適性診断の受診、特別な指導監督の実施を義務付け

ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等

H29.12~

平成29年12月1日より、新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づける。
平成31年12月1日より、既販車についても の内容を義務づける。
平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい。

今後の予定

- ・ ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督を義務づけ
- ・ 初任運転者等に対する実技訓練以外指導及び監督の実施時間の延長

ドライブレコーダー関連以外の指導・監督を義務づけ

H28.12

新車にドライブレコーダーの装着を義務づけ

H29.12

既販車にドライブレコーダーの装着を義務づけ

H31.12

既存のドライブレコーダーへの猶予期間を終了

H36.11

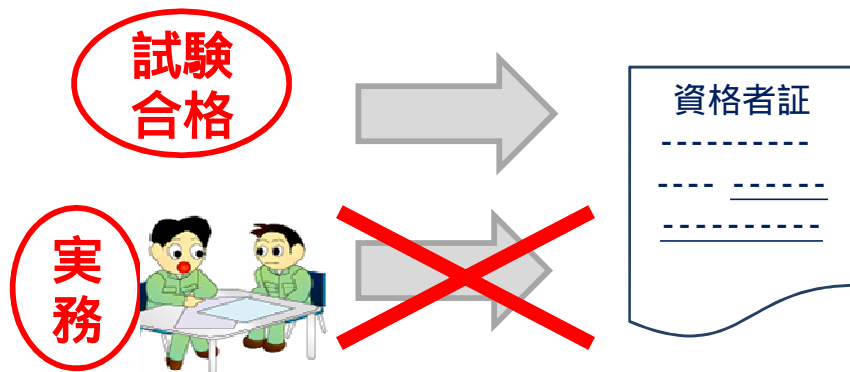
ドライブレコーダーが装着されていない自動車の運転者につき、ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の適用を除外

(1) - 2 貸切バス事業者、運行管理者の遵守事項の強化

運行管理者の資格要件の強化

H28.12~

運行管理者資格者証の取得要件を試験合格に限定
(現行は一定の実務経験、講習受講による資格取得が可能)

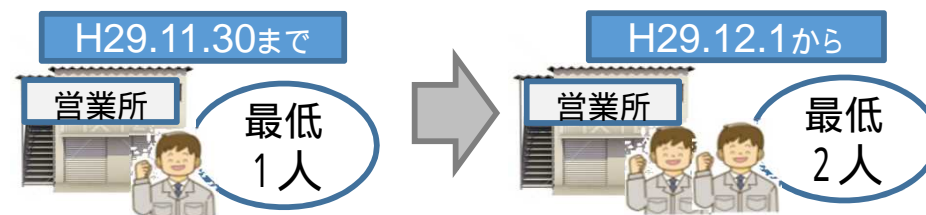


運行管理者の必要選任数引上げ

H29.12~

運行管理者の必要選任数の引上げ
・営業所ごとに最低2名、
20両ごとに1名(100両以上分については30両ごとに1名)

例) 車両数 1~39両の営業所 …… 2名
車両数 40~59両の営業所 …… 3名 等



夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け

H28.12~

夜間・長距離の運行時に乗務途中点呼の実施を義務付け

- 乗務途中点呼の実施が義務付けられる場合
 - … 一運行の実車運行(1)距離が100kmを超え、
夜間運行(2)を行う場合
 - 1 旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行(回送運行を除く)
 - 2 実車運行の開始時刻又は終了時刻が午前2時~午前4時の間にある運行・当該時刻をまたぐ運行
- 乗務途中点呼における確認事項
 - … 疾病・疲労の状況等運転者の体調、
車両の状況、運行経路の状況 等

補助席へのシートベルト装着義務化

H29.11~

これまで座席ベルトの設置義務が除外されていた補助座席について、座席ベルト及び座席ベルト取付装置の備付けを義務付け

補助座席の座席ベルト及び座席ベルト取付装置について、一定の基準への適合を義務付け

適用予定

車両総重量12t超のバス	新型車	H29.11
	継続生産車	H30.11
上記以外の自動車	新型車	H31.11
	継続生産車	H33.11

(2) - 1 一般監査の見直し

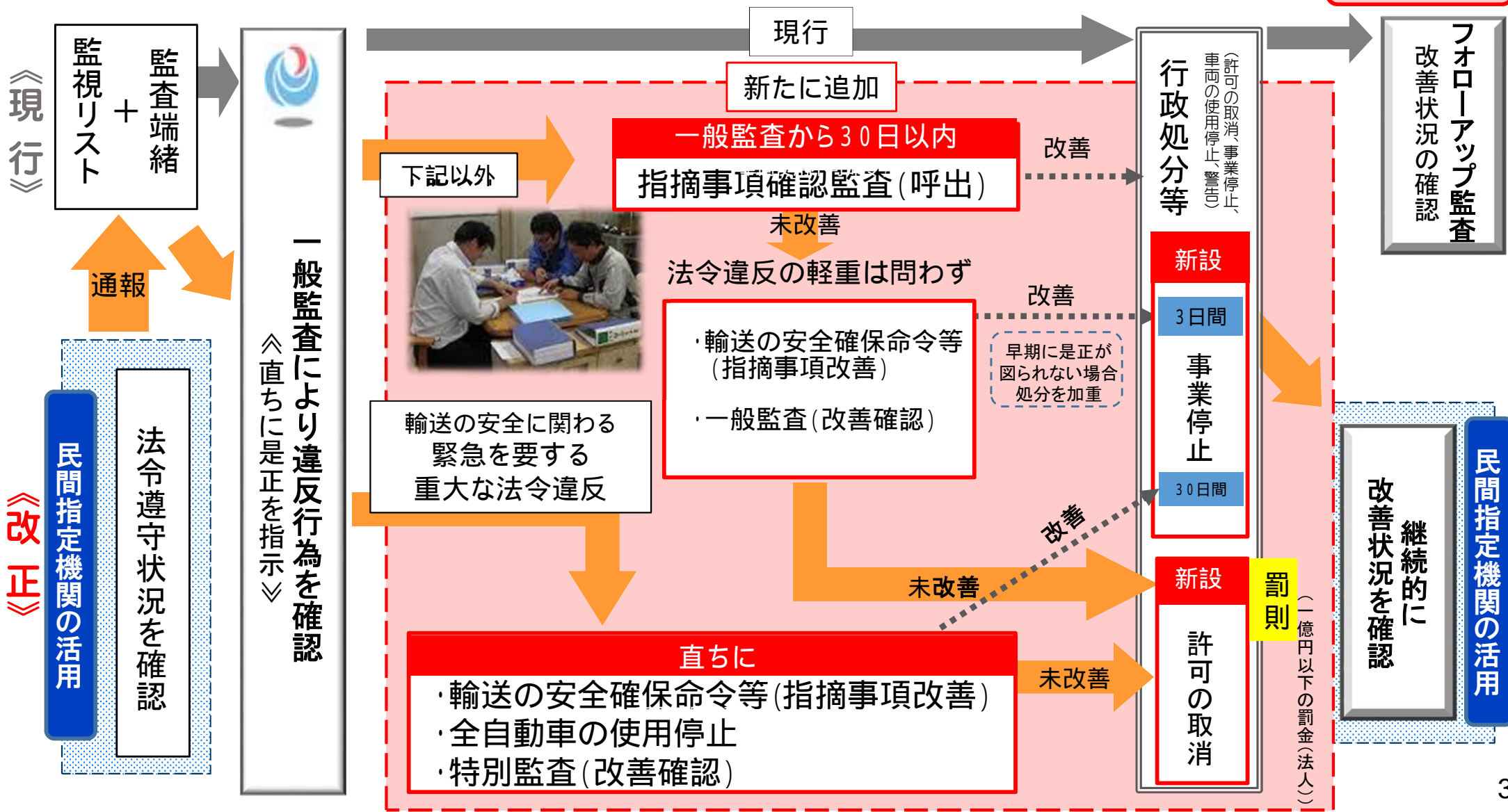
「総合的な対策」講ずべき事項

一般監査において、輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、必要に応じ運行を中止させるとともに、速やかに特別監査を実施する。

一般監査において、輸送の安全に関わる重大な事項以外の法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、30日以内に是正状況確認のための指摘事項確認監査(呼出)を実施する。

複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可取消の対象とする。

H28.12~



(2) - 2 行政処分量定の厳罰化

「総合的な対策」講ずべき事項

行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。

輸送の安全に特に関わる事項の違反を中心に処分量定を引き上げるとともに、処分量定の算出方法をより実効的なものにする。

輸送の安全に関わる処分量定の引上げ

H28.12~

輸送の安全に関し特に重要な運行管理の3本柱
「点呼」、「過労」、「指導監督」違反の量定を引上げ

- ・ 悪質、重要事項(運賃・料金関係違反、記録類の改ざん、虚偽届出)等の違反 …… 60日車(現行の1.5~6倍)
- ・ 輸送の安全に密接な事項(過労運転、健康診断未受診、点呼未実施)等の違反 …… 40日車(現行の2~4倍)
- ・ 運転者に対する指導監督の違反 …… 40日車(現行の4倍)
- ・ 点呼の記録・保存に係る違反 …… 40日車(現行の4倍) 等

安全コスト削減につながり、安全を脅かすおそれがある
下限運賃割れによる運行の量定を引上げ

- ・ 運賃・料金属出違反 …… 60日車(現行の3倍)

輸送の安全確保命令等 各種の命令違反 …… 許可取消

「一発取消し」の導入

H28.7~

違反の悪質性や事故の重大性等、個別の事情を総合的に勘案して、許可取消、運行管理者資格者証の返納命令を行うことができる

使用停止車両割合の引上げ

H28.12~

稼働率(現状約50%)を考慮し、
使用停止車両割合を全車両の8割に設定

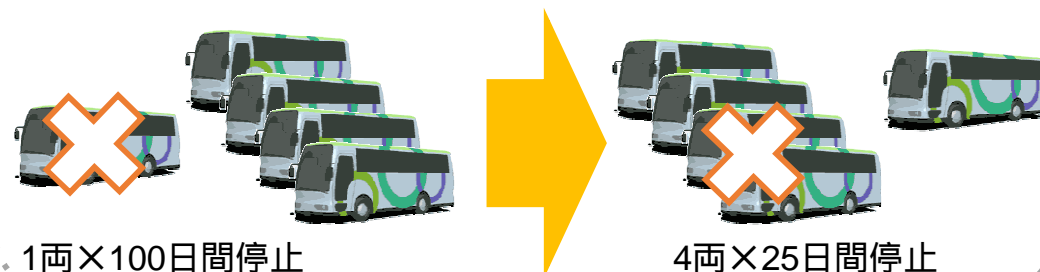
車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分100日車のとき

- … 営業所当たり配置車両数
- 5両の場合 …… 車両停止 4両 × 25日
- 10両の場合 …… 車両停止 8両 × 12日 + 端数4両 × 1日
- 30両の場合 …… 車両停止 24両 × 4日 + 端数4両 × 1日

- ・ 8割の端数については切り捨てとする。
- ・ 処分逃れ防止のため、監査時点又は処分時点のいずれか多い方の車両数をベースとして算出

(例) 配置車両数 5両 処分100日車



運行管理者に対する行政処分基準の強化

H28.12~

- 繰返し法令違反を是正しない事業者が許可取消処分となった場合 …… 勤務する運行管理者全員に資格者証返納命令 等4

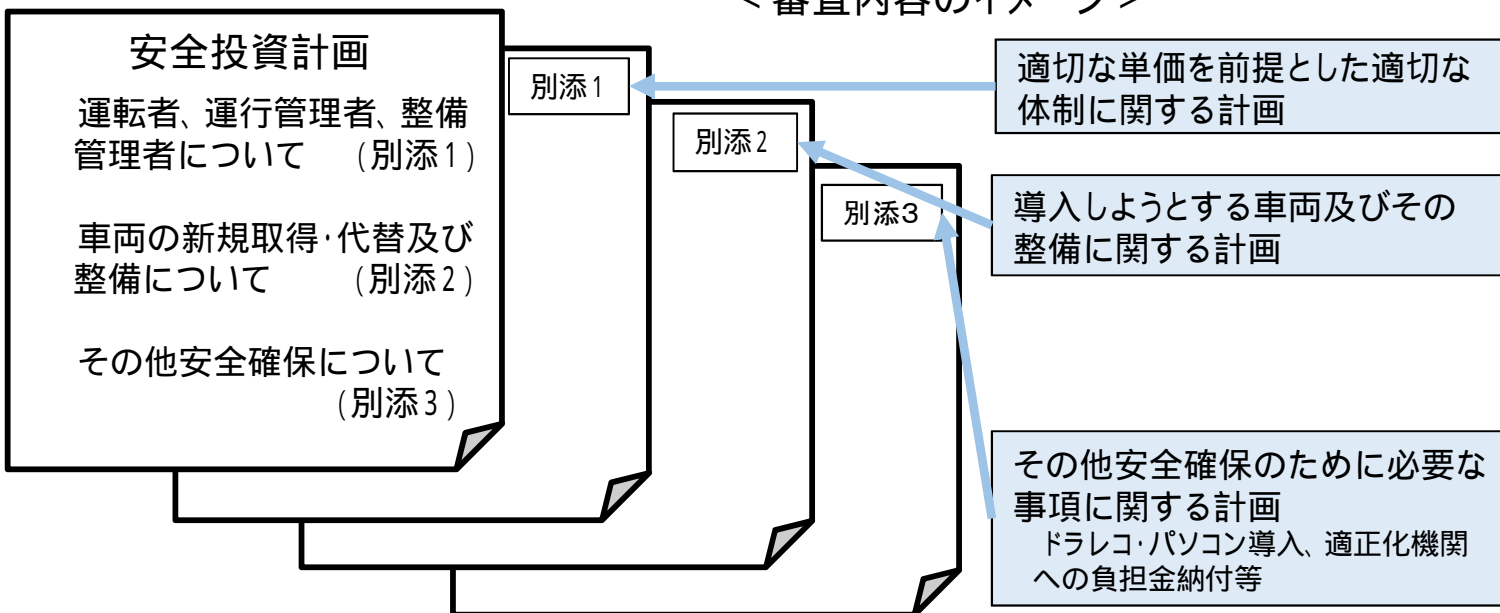
(2) - 3 事業許可の更新制の導入

事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。

H29.4 ~

審査項目	新規許可時 (現在)	新規許可時 (見直し後)	許可更新時 (新設)	監査時 (現状・見直し後)
営業区域、営業所、事業用自動車、 車庫、休憩仮眠・睡眠施設			※	
運行管理者、整備管理者、 運転者			※	
資金計画(開業資金)			—	×
安全投資計画・収支見積書	×		○	×
法令遵守			○	
損害賠償能力			※	

< 審査内容のイメージ >



収支見積書

	○年度	…	□年度
営業収入			
運送収入	○○円	…	○○円
旅客運賃	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
運送雑収	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業費用			
人件費	○○円	…	○○円
燃料油賠償	○○円	…	○○円
車両減価償却費	○○円	…	○○円
自動車リース料	○○円	…	○○円
車両修繕費	○○円	…	○○円
保険料	○○円	…	○○円
施設使用料	○○円	…	○○円
施設賦課税	○○円	…	○○円
事故賠償費	○○円	…	○○円
道路使用料	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業損益	○○円	…	○○円
営業外収入			
金融収益	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外費用			
金融費用	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外損益	○○円	…	○○円
経常損益	○○円	…	○○円
※他事業収入	○○円	…	○○円
経常損益(他事業収入参入後)	○○円	…	○○円

(注)許可更新時の「」は、「安全投資計画」及び「収支見積書」の審査に必要な部分を確認。

(3) 適正化機関の活用による監査の重点化

適正化機関の活用により、すべての貸切バス事業者をチェックし、これまで十分な監査ができなかった悪質事業者を洗い出すことで、悪質事業者に対して重点的に監査を行うことが可能となる。

国の監査において重点的に実施する業務

重大事故に結びつく違反により、継続的に監視すべき事業者

- ・過労運転に係る違反
- ・健康診断未実施
- ・運転者の指導・監督の未実施
- ・下限割れ運賃による運行
- ・法令違反の改善が継続されずに違反を繰り返す事業者 等

下記の事項に該当する事業者

- ・死亡事故、社会的影響の大きい事故
- ・悪質違反(酒気帯び、過労運転等)
- ・公安委員会、労働局等からの通報
- ・新規事業者

民間団体から通報のあった事業者
(法令違反の疑い、改善の未実施等)

悪質事業者の通報

民間団体において監査の補完として行う業務

H29 夏頃～

適正化機関

貸切バス事業者に対する「巡回指導」の実施

() 全国約4,500者のうち、国の監査にて対応する事業者を除く

【適正化機関の考え方】
違法行為を行う事業者に対して指導等を民間団体が自主的に行うことで、事業者の遵法意識を高めるとともに、事業者により関係法令が遵守されやすい環境を創出し、バス事業に関する秩序を確立すること。

監査・処分後の改善状況の継続的な確認

国による改善状況の確認

運輸支局等による監査

違反なし

違反あり

違反の早期是正のための呼出監査 (30日以内)

特に悪質な場合

是正指示

H28.12～

監視対象事業者に該当

監視対象事業者に該当せず

行政処分等

許可取消(違反を繰り返す場合等)

(4) - 1 旅行業者との関係強化(運賃・料金の下限割れ防止対策)

【軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の総合的な対策(平成28年6月3日)抜粋】

貸切バスの運賃・料金の下限割れ防止対策として、

運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加及び手数料等に関する取引書面の取り交わし

H28.11~

国土交通省による通報窓口の設置

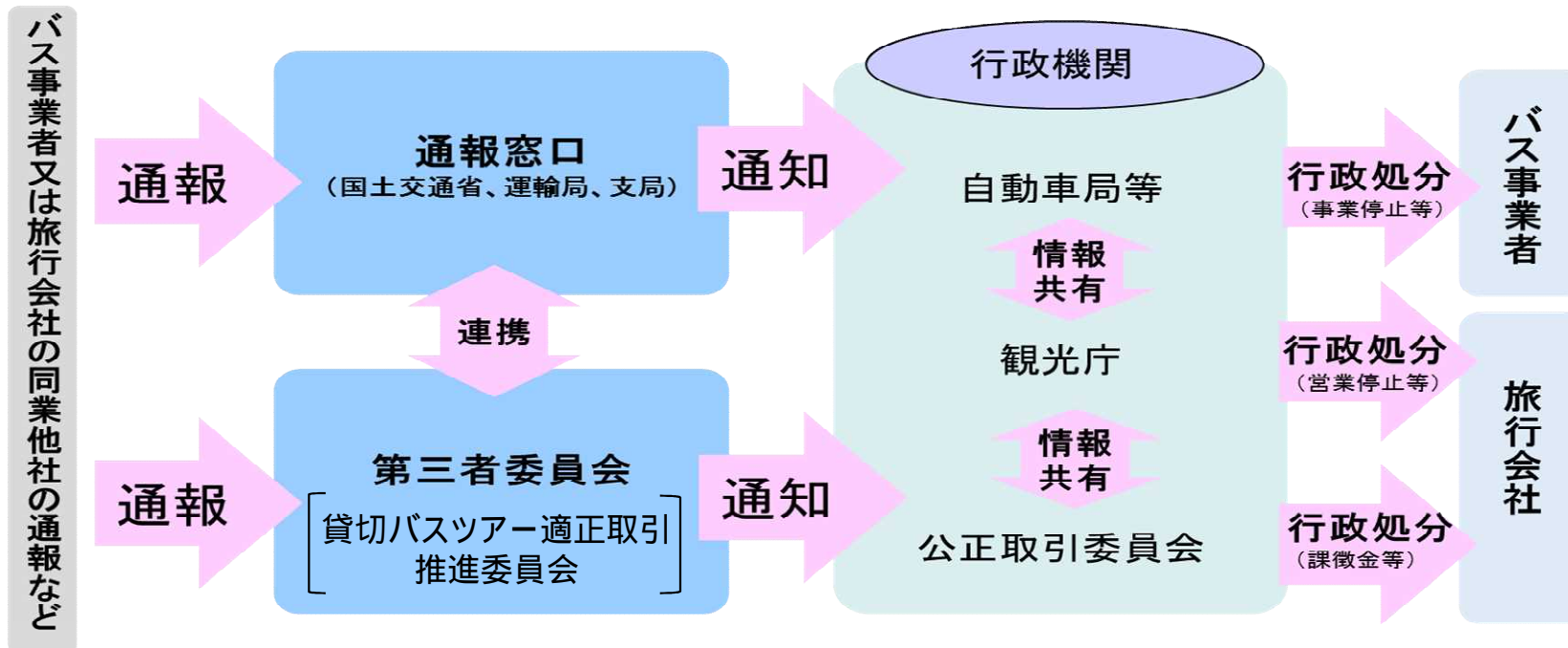
H28.8~

専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備等を実施。

H28.8~

国土交通省による通報窓口及び手数料等に関する第三者委員会の通報窓口

1. 貸切バスの運賃・料金及び手数料等に関する情報について、国土交通省に利用者等から通報の受付窓口を設置。通報内容から運賃の下限割れの可能性があるかと判断した場合は、貸切バス事業者に対する調査等を実施。
2. 旅行業界・バス業界共同で実務者、弁護士等専門家からなる第三者委員会(新設)に通報の受付窓口を設置。過大な手数料等により実質的に運賃が下限割れとなっていないかどうかについて判断し、実質的な下限割れとなっている場合は、関係行政庁に通知。通知を受けた行政庁は、所管事業者に対する調査等を実施。
3. 国土交通省と第三者委員会は、適宜連携して事務を行う。



貸切バス事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項(安全情報)について、国への報告を義務付ける。

国は貸切バス事業者から報告のあった安全情報を整理して、ホームページ等で公表する。

H28.12 ~ 公表

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○貸切バス事業者の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名 ・会社設立年度 ・営業所の所在地 ・バス協会加入・非加入 ○外部機関による安全チェックの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業者安全評価認定制度 (★、★★、★★★、なし) ・地方バス協会の適正化コンサルティング (○、×) (過去3年間) ・N A S V A 運輸安全マネジメント (○、×) (過去3年間) ○保有車両の情報 (大型、中型、小型の別) <ul style="list-style-type: none"> ・保有車両数 (両) ・車齢 (年) (最新車齢、最古車齢) ・ドライブレコーダー搭載車両導入率 (%) ・デジタル式運行記録計搭載車両導入率 (%) ・先進安全技術搭載車両 (A S V) 導入率 (%) | <ul style="list-style-type: none"> ○運転者の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・運転者数 (人) ・現在会社勤続平均年数 (年) ・平均給与月額 (A, B, C) 例：全職種平均給与月額と標準能率事業者の給与月額との和半額を基準額として、
 A：基準額プラス10%以上
 B：基準額上下10%未満
 C：基準額マイナス10%以下 ○運行管理・整備管理体制の情報 <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者数 (人) ・整備管理者数 (人) ○事故・違反歴等 (過去3年間) <ul style="list-style-type: none"> ・事故件数 (件) (走行10万台キロ当たりの重大事故件数) ・行政処分 (日車) ・処分後の改善実績 (○、×) |
|---|---|

国が公表



国土交通省において、貸切バス事業者から報告のあった安全情報を整理して、ホームページ等で公表

国が公表した貸切バス事業者の安全情報は、旅行比較サイトなどにおいて活用していただく予定。

(参考)旅行比較サイトでの活用のイメージ

旅行比較サイト **〇〇ネット**

旅行代金(高い順 低い順) / 人気順 / バス安全性評価認定(★★★・★★・★)順

箱根・温泉1泊ツアー 大人1名様旅行代金: 12,000円~ 詳細はこちら					
出発地	東京	旅行日数	1泊2日	宿泊施設	湯本温泉旅館
目的地	箱根	食事	夜1回/朝1回	旅行会社	〇〇トラベル株
貸切バス安全性評価認定	なし	使用車両(車齢)	10~15年		
		保有車両数(出発地都道府県内/全国)	15両 / 15両		

箱根・温泉1泊ツアー 大人1名様旅行代金: 16,000円~ 詳細はこちら					
出発地	東京	旅行日数	1泊2日	宿泊施設	ホテル湯本館
目的地	箱根	食事	夜1回/朝1回	旅行会社	〇〇ツーリズム株
貸切バス安全性評価認定		使用車両(車齢)	5年以内		
		保有車両数(発着地営業区域内/全国)	20両 / 80両		

クリックすると当該旅行会社の販売サイトへ

国土交通省が公表する安全情報を活用

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進

H28.3 ガイドライン策定

ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合にドライバーの異常を自動検知し又は乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」について、実用化を促進するため、基本設計等に関するガイドラインを策定。

異常検知



自動制御

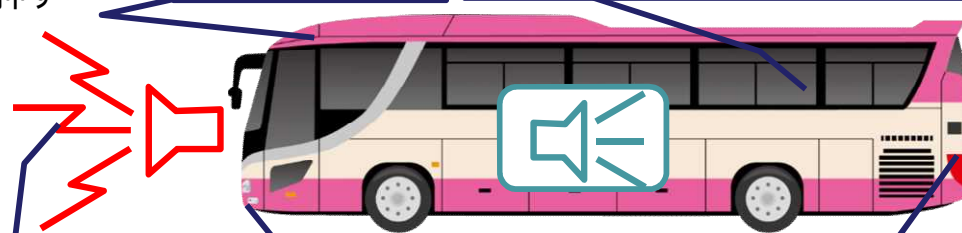
運転手、乗客がボタンを押す
システムが自動検知



周囲に異常が
起きていること
を報知

減速停止等

乗客へシステム作動を報知



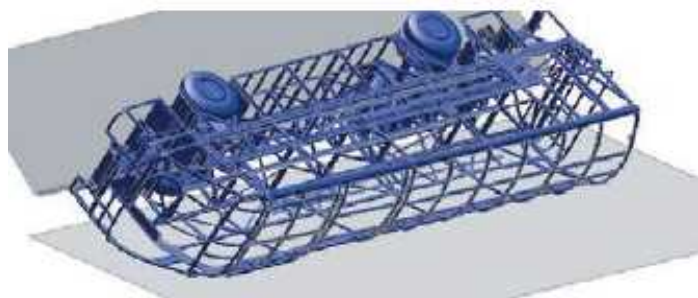
ハザードランプ点滅

ブレーキランプ点灯

車体構造の強化

H30.10~

車両横転時の車内空間の確保に関する国連の基準を採用し、平成30年10月以降に製造される新型の大型高速バスに対し、同基準への適合を義務付け。



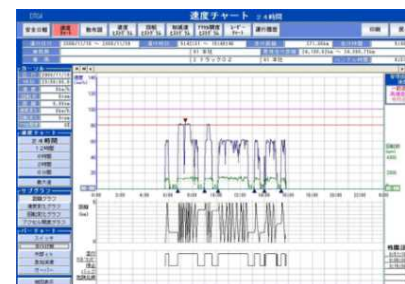
デジタル式運行記録計等の導入支援

H28.7~9
補助事業実施

デジタル式運行記録計から取得したデータを活用して、運行管理者が運転者への安全指導を行うこと等により、安全性向上が図られることから、機器の普及促進を目的として支援を実施。



デジタル式運行記録計
で速度、距離等を記録



専用ソフトによる精
緻な分析、運行傾
向等を評価

車体へのASV 搭載状況表示

H28.12
ガイドライン策定

バスの利用者自らが乗車する大型高速バスに搭載された先進安全技術を把握できるようにするため、車体にASV搭載状況を表示するためのガイドラインを策定。



ASV搭載状況の車体表示

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策【抜粋】

(平成 28 年 6 月 3 日・軽井沢スキーバス事故対策検討委員会)

再発防止策の具体的な項目及びスケジュール【平成 28 年 12 月 20 日時点】

「実施の目途」のうち、制度改正を伴うものについては、その時期を示しており、改正後の制度の施行については、一定の周知期間を設ける必要がある。

実施の目途に「平成 28 年中」とある項目については、可能な限り次のスキーシーズンまでに対策を講ずる。

(凡例)

■ 措置済

71 / 85 項目 実施済 (平成 28 年 12 月 20 日時点)

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. 運転者の技量チェックの強化		
初任運転者に対する適性診断、指導・監督の範囲の見直し	事業者が新たに雇い入れた全ての運転者に適性診断（初任）を受診させ、運転者の運転特性を踏まえた、きめ細やかな指導・監督の実施を義務付ける。（告示改正）	平成28年7月頃公布予定 （パブリックコメント実施中） 平成28年8月告示公布 平成28年12月施行済
事業者による運転者の経歴・運転経験の把握	事業者が新たに雇い入れた全ての運転者に経歴・運転経験（車種ごと）を申告させ、事業者に乗務員台帳に記載させる。（省令改正）	平成28年7月頃公布予定 （パブリックコメント実施中） 平成28年8月省令公布 平成28年11月施行済
初任運転者等に対する指導・監督における実技訓練の義務付け	運転者の運転経験を車種ごとに確認し、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、実技訓練を実施するよう要請する。（通達発出）	実施済み （平成28年2月）
	初任運転者・事故惹起運転者に対する指導・監督において、実技訓練の実施を義務付ける。（告示改正）	平成28年中 平成28年11月告示公布 平成28年12月施行済
	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督の実施を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
2. 運行管理の強化		
運行管理者等の在り方	営業所ごとの運行管理者の必要選任数を、20両ごとに1名（100両以上分は30両ごとに1名）・最低2名以上とする。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成29年12月施行予定
	運行管理者の資格要件を試験合格者のみに限定する。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	夜間運行について「中間点呼」の実施を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	補助者の選任時に、国への届出を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	資格試験の増回に向けて調整する。	平成28年中

	実態のない運行管理者配置を防止するための仕組みを構築する。	平成29年春まで 平成28年11月実施済
3. 車両整備の強化		
車両整備の徹底	古いバスなどの車両の状態に応じて、バス事業者が予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）を行うためのガイドラインを策定する。（通達改正）	平成29年春まで 平成28年8月 検討会開始
車両整備の徹底	監査等において、ガイドラインに沿った点検整備の実施を確認できるよう、記録簿様式を見直す。（通達改正）	平成29年春まで 平成28年8月 検討会開始
	バス事業者が十分な整備を実施できるよう、整備管理者向けの研修・講習を拡充する。	平成29年春まで
4. 事業用設備の強化		
ドライブレコーダーによる映像の記録・保存等の義務化	ドライブレコーダーによる映像の記録・保存やその記録を活用した指導・監督を義務付けるとともに、記録を活用した事故調査・分析を行う。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月告示公布 平成29年12月以降随時 施行予定
パソコンの保有の義務付け等	バス協会非加入事業者に対して、管轄する運輸局又は運輸支局等から受信確認機能を付したメールにて制度改正等に関する情報を配信する。そのため、パソコンの保有を義務付ける。（通達改正）	平成28年夏まで <PC 保有指導通達> 平成28年9月発出済 <許可基準通達> 平成28年11月発出済
	自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」の内容をさらに充実させ、特にバス協会非加入事業者に対しては、機会のあるごとに配信登録を強力に促す。	平成28年夏まで 平成28年9月開始
シートベルトの装着の徹底	乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底を要請する。（通達発出）	実施済み （平成28年2月）
	シートベルト着用励行リーフレットを作成（訪日外国人旅行者向けの外国語版を含む。）し、インターネット等を活用し周知する。	実施済み （平成28年2～3月）
	シートベルト着用の、わかりやすく、かつ効果的な広報方法について、関係者からなる連絡会議において検討を開始する。	平成28年4月開始
補助席へのシートベルトの設置の義務化	大型高速バスの補助席に対してシートベルトの設置を義務付ける。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年11月施行済
5. その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化		
監査必要書類の備え付けの義務化	監査で確認する運行管理等に係る書類を一定の場所に備え付けるよう義務付ける。（省令改正）	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
安全投資計画・収支見積書の作成の義務付け	事業参入時・許可更新時に、所要の安全投資に関する「安全投資計画」及び安全投資計画に即したコスト等を盛り込んだ「収支見積書」の作成を義務付け、事業実績も踏まえ、事業遂行能力を審査する。	平成28年秋以降 平成29年4月施行予定
増車の際の提出書類の整備	増車の事前届出の際に、事業者の運行管理体制、運転者の確保、車両の整備記録等の情報について添付書類の提出を義務付ける。（通達改正）	平成28年夏まで 平成28年9月発出済
指導を行う民間団体等への負担金の支払い	民間指定機関は、バス協会の非会員事業者から負担金を徴収し、巡回指導を行う（毎年度）。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済

<p>運転者の労務・健康管理の改善</p>	<p>健康管理に関する違反事案について、厚生労働省との相互通報の対象に追加する。（通達改正）</p>	<p>平成28年夏まで 平成28年8月発出済</p>
	<p>各地方バス協会が事業者の要望を踏まえ、医療機関と調整し、健康診断を集団受診する機会を設ける。</p>	<p>平成29年春まで</p>

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

項 目	講ずべき事項	実施の目途
1. 違反事項の早期是正と処分の厳格化等		
確認事項のチェックリスト化	街頭監査の結果を捉え、法令違反が多い事項をチェックリスト化し、運行前に事業者記入・確認を行わせる。(通達発出)	実施済み (平成28年2月)
街頭監査における指摘事項の早期是正	街頭監査において、法令違反が確認された場合は、他の運行において同様の法令違反が無いかどうかを確認するため、30日以内に一般監査(呼出)を実施する。(通達発出)	実施済み (平成28年2月)
	街頭監査において、緊急を要する重要な事項以外の法令違反が確認された場合でも、その場で実施・改善が確認できない場合は、運行を中止させる。(通達改正)	平成28年中 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
一般監査における指摘事項の早期是正	一般監査において、輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、必要に応じ運行を中止させるとともに、速やかに特別監査を実施する。(通達改正)	平成28年中 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
	一般監査において、輸送の安全に関わる重大な事項以外の法令違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を指示し、30日以内に是正状況確認のための指摘事項確認監査(呼出)を実施する。	平成28年秋以降 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
運輸安全マネジメント評価の強化	貸切バス事業者における安全管理体制の構築状況を調査票や民間団体等を活用した運輸安全マネジメント制度の普及啓発活動への参加状況等により確認し、評価実施の優先順位を設定した上で、安全管理体制が不十分である等の事業者に対する迅速かつ重点的な運輸安全マネジメント評価を開始する。	平成28年7月頃開始予定 (平成28年5月までに調査票を配布・回収済) 平成28年11月開始
事業停止、事業許可取消処分の対象範囲の拡大	違反行為の悪質性や事故の及ぼす社会的影響の重大性等、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して、事業停止又は事業許可の取消処分ができることとする。(通達改正)	平成28年6月発出予定(パブリックコメント実施済) 平成28年6月発出 平成28年7月施行済
	複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者を事業停止又は事業許可の取消処分の対象とする。(通達改正)	平成28年中 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
運行管理者に対する行政処分の見直し	違反行為の悪質性や事故の及ぼす社会的影響の重大性等、個別の情状を十分かつ総合的に判断して運行管理者資格者証の返納命令を行うことができることとする。(通達改正)	平成28年6月発出予定(パブリックコメント実施済) 平成28年6月発出 平成28年7月施行済
処分量定の見直し	輸送の安全に特に関わる事項の違反を中心に処分量定を引き上げるとともに、処分量定の算出方法をより実効的なものにする。(通達改正)	平成28年中 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
車両の使用停止処分の日車配分の見直し	行政処分により使用を停止させる車両数の割合を引き上げる。(通達改正)	平成28年中 平成28年11月発出 平成28年12月施行済
罰則の強化	輸送の安全の確保に関する違反を犯した事業者に対して適用される罰則について、違反行為の抑止力を高めるため、法人重科の規定を創設し、法人たる事業者の罰金額を引き上げる。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
2. 許可更新制の導入等による不適格者の排除		
安全投資計画・収支見積書の作成の義務付け	事業参入時・許可更新時に、所要の安全投資に関する「安全投資計画」及び安全投資計画に即したコスト等を盛り込んだ「収支見積書」の作成を義務付け、事業実績も踏まえ、事業遂行能力を審査する。【再掲】	平成28年秋以降 平成29年4月施行予定

事業許可の更新制の導入	貸切バス事業者の事業遂行能力を一定期間ごとにチェックするため、既存事業者を含め、事業許可の更新制を導入する。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成29年4月施行予定
3. 不適格者の安易な再参入の阻止		
事業許可の再取得要件の厳格化	許可の取消処分を受けた事業者について、欠格期間(現行2年)を5年程度に延長する。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
	処分逃れを目的として監査後に廃業届を提出した場合や、密接な関係にあるグループ会社が許可取消しを受けた場合等を欠格事由に追加する。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
事業廃止の事後届出制の見直し	処分逃れを防止するため、廃業の事後届出制を改め、事前届出制とする。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
運行管理者資格の返納・再取得要件の厳格化	運行管理者資格者証の返納命令を受けた者について、欠格期間(現行2年)を5年程度に延長する。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
運行管理者に対する行政処分の見直し	返納命令を受けた運行管理者について、欠格期間中は、補助者として運行管理業務に従事できないようにする。(省令改正)	平成28年7月頃公布予定 (パブリックコメント実施中) 平成28年8月省令公布 平成28年11月施行済
	返納命令を受けたことのある運行管理者や、事故・法令違反を繰り返す運行管理者・運転者等を把握し、継続的に監視する仕組みを構築する。	平成29年春まで 平成28年11月実施済
整備管理者資格の再取得要件の厳格化	整備管理者の資格再取得要件を厳格化する。	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済

(3) 監査等の実効性の向上

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. 国の監査・審査業務の見直し		
監査対象の重点化	重大事故を引き起こした事業者、法令違反が疑われるとして継続的に監視が必要な事業者等に対し、重点的に監査を実施する。	平成28年秋以降
監査から処分までの期間の短縮	監査で確認する運行管理等に係る書類を一定の場所に備え付けるよう義務付ける。(省令改正)【再掲】	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	ICTを活用するなど監査事務の効率化のための措置を開始する。	平成29年春まで
事業許可の更新制の導入	貸切バス事業者の事業遂行能力を一定期間ごとにチェックするため、既存事業者を含め、事業許可の更新制を導入する。【再掲】	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成29年4月施行予定
2. 事業者団体の自浄作用の強化		
監査におけるバス事業者団体の活用	業界が自律的に安全を確保するよう、事業者団体としてのバス協会は、全ての会員事業者に対して巡回指導を実施する。	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
バス事業者団体への加入の促進	日本バス協会に、中小会員の意見を集約する組織を設置する。	平成29年春まで
	セーフティバス認定の審査費用について会員メリットを拡大するとともに、認定後のフォローアップを通じたさらなる安全性向上、認定に応じた巡回指導のあり方について検討し、早急に結論を得る。	平成29年春まで
	バス協会においてICTシステム(旅行者との契約業務の電子化、運行指示書の作成等の運行管理業務を自動化する共通ソフト等)を構築し、希望する会員事業者が廉価で使用できる仕組みについて道筋をつける。	平成29年春まで
3. 民間指定機関による適正化事業の活用		
監査における民間団体等の活用	民間指定機関は、バス協会の非会員事業者から負担金を徴収し、巡回指導を行う(毎年度)。【再掲】	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済
	業界が自律的に安全を確保するよう、事業者団体としてのバス協会は、全ての会員事業者に対して巡回指導を実施する。【再掲】	平成28年秋以降 平成28年12月法改正 平成28年12月施行済

(4) 旅行者、利用者等との関係強化

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化		
旅行者と貸切バス事業者の取引の事例調査	「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」の枠組みを活用し、旅行者と貸切バス事業者の取引の事例調査を行う。	実施済み (平成28年3月)
運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加	旅行者と貸切バス事業者の間で取り交わされる運送申込書/引受書の様式例に、運賃・料金の上限・下限額の記載を追加する。(告示改正等)	平成28年7月頃公布予定 (パブリックコメント実施中) 平成28年8月告示公布 平成28年11月施行済
手数料等の額(率)に関する取引書面の取り交わし	運送申込書/引受書の書面取引時に併せて旅行者と貸切バス事業者で確認の上、手数料等の額(率)に関する書面を取り交わす。(省令改正等)	平成28年7月頃公布予定 (パブリックコメント実施中) 平成28年8月省令公布 平成28年11月施行済
通報窓口の設置	運賃・料金に関する情報について、通報窓口を国土交通省に設置する。(通達発出)	平成28年夏まで 平成28年8月発出済
専門家による手数料等のチェックや是正指導が可能となる体制の整備	旅行者と貸切バス事業者の取引関係を適正化するため、手数料等について、専門家からなる独立性の高い通報対応組織(第三者委員会)を両業界の共同により設置する。業界団体は、不適切な取引の自主的な是正を図るほか、法令違反の可能性が高い場合には行政庁や公正取引委員会へ通知する。	平成28年夏まで 平成28年8月設置済
旅行業界における知識習得の場の充実	国・事業者団体が実施する旅行者向けの講習会等の場において、貸切バスの運賃制度、バス会社名の表示、貸切バス事業者の選定に関する知識習得の機会を設ける。	平成28年中 平成28年12月に開催
学校等による適切な貸切バス選定の推進	学校や地方公共団体等による貸切バス発注・選択の現状について、関係行政機関の協力を得て実態調査を実施する。	平成28年夏まで 平成28年8月実施済
	運送引受書の記載事項への運賃の上限・下限額の追加について周知を行うタイミングで、学校や地方公共団体等に対して貸切バスの運賃・料金制度について周知する。	平成28年中 平成28年12月実施済
	学校や官公庁等の運送を請け負おうとする貸切バス事業者が、当該学校等に対して運賃・料金制度を説明する際に使用できるチラシを国土交通省で作成し、配布する。	平成28年中 平成28年12月実施済
2. 利用者に対する安全情報の「見える化」		
貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充	事業者の行政処分情報について、ホームページの更新頻度を月1回から月3回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設する。	実施済み (平成28年3月)
	事業者の行政処分情報について、ホームページに掲載する期間を延長する(現行は3年間限り)。	平成28年中 平成28年12月実施済
利用者への貸切バス事業者名の提供	企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載する(決まっていない場合には、「A社、B社又は同等の会社」等の表記の工夫を行う。なお、旅程保証及び取消料については下記 の状況を踏まえ、整理する。)(通達改正)	平成28年夏まで 平成28年7月以降 掲載順次開始 平成28年10月通達改正済
貸切バス事業者の安全情報提供の仕組みの構築	貸切バス事業者に関する一定の安全情報の国への報告を義務付けるとともに、報告内容を整理し、安全行政に活用する。(省令改正)	平成28年中 平成28年11月省令公布 平成28年12月施行済
	比較サイト等において、セーフティバス認定のランク等が掲載されるよう、貸切バス事業者に関する一定の安全情報を公表する。	平成28年中 平成28年12月実施済
	利用者に対し、貸切バス事業者のASV技術搭載車両導入率を	平成28年中

	情報提供する。	平成28年12月実施済
車体等への ASV 技術の搭載状況の表示	車体等に ASV 技術の搭載状況を表示するためのガイドラインを策定する。(通達発出)	平成28年中 平成28年12月通達発出
	セーフティバス認定の採点基準に ASV 技術搭載車両導入率を加える。	平成28年中
安全運行パートナーシップガイドラインの改訂	利用者への情報提供、適正な運賃・料金の収受に関する内容を「安全運行パートナーシップガイドライン」に追記するとともに、名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更する。((一社)日本旅行業協会、(一社)全国旅行業協会、(公社)日本バス協会による措置)	平成28年夏まで 平成28年8月改訂済
3. ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討		
ランドオペレーターへの対応	現在は法規制の対象となっていないランドオペレーターへの規制の在り方について検討を行う。	平成29年春以降 (法改正を検討) 法改正に先立ち 平成28年10月通達発出済 次期通常国会での法案提出を検討中
旅行業者への行政処分等の強化	行政処分の基準について、これまでの議論を踏まえながら引き続き検討する。	平成29年春まで

(5)ハード面の安全対策による事故防止の促進

項目	講ずべき事項	実施の目途
1. ガイドラインの策定		
速度抑制装置(スピードリミッター)の開発促進	手動可変式の速度抑制装置や道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う技術(ISA(Intelligent Speed Adaptation))の基本設計等に関するガイドラインを策定するため、有識者からなる委員会において検討を開始する。	平成28年5月開始
ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進	ドライバー異常時対応システムの実用化を促進するため、基本設計等に関するガイドラインを策定する。	実施済み (平成28年3月)
	ASV推進検討会において、より高度なドライバー異常時対応システムに関する検討を開始する。	平成28年夏まで 平成28年5月 検討開始済
車体等へのASV技術の搭載状況の表示	車体等にASV技術の搭載状況を表示するためのガイドラインを策定する。(通達発出)【再掲】	平成28年中 平成28年12月通達発出
	セーフティバス認定の採点基準にASV技術搭載車両導入率を加える。【再掲】	平成28年中
2. 導入促進に向けた支援等		
ASV技術搭載車両への代替促進	平成32年度(2020年)までに、貸切バスの衝突被害軽減ブレーキの装着率(保有ベース)を40%以上とすることを交通政策基本計画において目標とする。	平成28年夏まで 平成28年6月実施済
	ASV技術搭載車両の導入を引き続き支援し、ASV技術の安全効果や支援制度について、バス事業者への周知・広報を強化する。	平成28年中
	車体等にASV技術の搭載状況を表示するためのガイドラインを策定し、代替を促進する環境を整備する。(通達発出)【再掲】	平成28年中 平成28年12月通達発出
	ASV技術搭載車両の生産体制等について関係者からなる連絡会で検討を開始する。	平成28年夏まで 平成28年9月 検討開始済
デジタル式運行記録計の普及促進	デジタル式運行記録計やリアルタイムに管理が可能な高度な運行管理支援システムの導入を引き続き支援する。	平成28年度中 (補助対象機器の公募中) 平成28年9月補助金 交付申請受付終了
	デジタル式運行記録計の導入にあたっての事業者の規模別の課題、導入・活用事例や具体的に生じているメリットの把握を目的とした実態調査を実施する。	平成28年中 平成28年12月実施済
	実態調査の実施により把握された内容を踏まえ、貸切バス事業者を対象として、デジタル式運行記録計の活用事例及び期待される効果等を紹介するためのセミナーの開催等の普及方策をとりまとめる。	平成29年春まで
自動変速装置(AT)の導入	AT仕様も選択できるよう、大型高速バスのAT(AMTを含む。)の開発を促進するため、関係者からなる連絡会議において検討を開始する。	平成28年4月開始
車両構造の強化	国連が定める車体の強度に関する基準を義務化する。(省令改正)	平成28年7月頃公布予定 (パブリックコメント実施中) 平成28年8月省令公布 平成28年8月施行済
車両強度のみならず速度抑制対策など総合的な安全対策	今後、警察及び事業用自動車事故調査委員会の調査結果等を踏まえ、「車両安全対策検討会」において、このような被害を防ぐための車両の安全対策のあり方を総合的に検討する。	調査結果等を踏まえて検討を開始

